特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中城村は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

中城村長

公表日

令和3年3月10日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	母子保健に関する事務					
②事務の概要	本事務は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査等を村内に居住する者に対し、期日等を指定して健康診査等を行うとともに、健康診査事務の報告等の事務を行うものである。 番号法では、別表第一の49の項に基づき、母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等や養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務で個人番号を利用する。 番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。					
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー連携システム、団体内統合宛名システム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
母子手帳ファイル、乳幼児健認	ジファイル、母子保健情報ファイル、宛名情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定					
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7号、別表第二の26,56の2,69の2,87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第19条、第30条、第44条 【情報照会】 ・番号法第19条第7号、別表第二の69の2,70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第39条					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	こども課					
②所属長の役職名	こども課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求					
請求先	中城村(総務課) 沖縄県中頭郡中城村字当間585番地1 電話 895-2131					

中城村(こども課) 沖縄県中頭郡中城村字当間585番地1 電話 895-2271

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			11年12月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和	1年12月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	価書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評値 施機関に		 直点項目評	福書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ 頁目評価書において、リス	『全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除	(.)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱し	いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託	や情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[]接紙	売しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・	答 発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	所属長	比嘉健治	仲村盛和		
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対応		新様式への変更	事後	
令和1年12月16日	評価書名	保健衛生(乳幼児健診)等関連事務 評価書	母子保健に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和1年12月16日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	り、特定個人情報ファイルの収扱いか個人のフライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事能を発生させるUZ22を軽減させるため	中城村は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和1年12月16日	特記事項	の一部を外部委託先事業者に委託している が、委託先による情報の不正な利用等への対	母子保健に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。	事前	
令和1年12月16日	評価実施機関名	中城村	中城村長	事前	
令和1年12月16日	公表日	令和1年6月30日	令和1年12月16日	事前	
令和1年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ①事務の名称	保健衛生(乳幼児健診)等関連事務	母子保健に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月16E	り扱う事務②事務の概要	ある。 番号法では、別表第一項番49に基づき、母子 保健法による保健指導、訪問指導、健康診査	番号法では、別表第一の49の項に基づき、母	事前	
令和1年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	保健衛生システム、中間サーバー連携システム	健康管理システム、中間サーバー連携システム、団体内統合宛名システム	事前	
令和1年12月16日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	母子手帳ファイル、乳幼児健診ファイル、宛名 情報ファイル	母子手帳ファイル、乳幼児健診ファイル、母子 保健情報ファイル、宛名情報ファイル	事前	
令和1年12月16E		番号法第19余第7項、別表第二の25.56の 2.70.87の項	【情報提供】 ・番号法第19条第7号、別表第二の26,56の 2,69の2,87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第19条、第30条、第44条 【情報照会】 ・番号法第19条第7号、別表第二の69の2,70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣 総務省会第7号)第39条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成31年12月1日 時点	事前	
令和1年12月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成31年12月1日 時点	事前	
	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署	健康保険課、健康保険課長	こども課、こども課長	事後	
	I 関連情報 7.特定個人情報開示・訂正・ 利用停止請求	沖縄県中頭郡中城村字当間176番地 健康保険課	沖縄県中頭郡中城村字当間585番地1 こども課	事後	
	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	沖縄県中頭郡中城村字当間176番地 健康保険課	沖縄県中頭郡中城村字当間585番地1 こども課	事後	
				_	